



佐賀県公報

平成20年
3月28日
(金曜日)
第13036号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定	(一三九・地域福祉課)
○生活保護法に基づく介護予防を担当させる機関の指定	(二四〇・")
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(二四一・")
○生活保護法に基づく指定介護機関の開設者の住所及び事業所の所在地の変更	(二四二・")
○生活保護法に基づく指定介護機関の開設者の住所の変更	(二四三・")
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の所在地の変更	(二四四・長寿社会課)
○道路の区域の変更	(二四五・道路課)
○道路の供用開始	(二四六・")
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(県民協働課)

○ 告 示

◎佐賀県告示第百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年三月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成十九年十二月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社在宅介護お世話宅配便

所在地 唐津市神田二千七十七番地二十一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスお茶しましよ霽嵐荘

所在地 唐津市鏡虹の松原三千七百六十九番地百二

サービスの種類 認知症対応型通所介護

二 (一) 指定年月日 平成二十年二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社テクノライン

所在地 唐津市七山滝川千一番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 すこやかほくむ七山

所在地 唐津市七山滝川千一番地

サービスの種類 認知症対応型共同生活介護

◎佐賀県告示第百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年三月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

一 (一) 指定年月日 平成十九年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社在宅介護お世話宅配便

所在地 唐津市神田二千七十七番地二十一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスお茶しましよ霽嵐荘

- 所在地 唐津市鏡虹の松原三千七百六十九番地百二
 - サービスの種類 介護予防認知症対応型通所介護
 - 二 (一) 指定年月日 平成二十年二月一日
 - (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 名称 有限会社テクノライン
 - 所在地 唐津市七山滝川千一番地
 - (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 - 名称 すこやかほくむ七山
 - 所在地 唐津市七山滝川千一番地
 - サービスの種類 介護予防認知症対応型共同生活介護
 - 三 (一) 指定年月日 平成十九年十二月一日
 - (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 名称 有限会社G-plus
 - 所在地 佐賀市大財五丁目一番二十号
 - (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 - 名称 ハウスOfクローバー
 - 所在地 佐賀市大財五丁目一番二十号
 - サービスの種類 介護予防特定施設入居者生活介護
- 佐賀県告示第百四十一号
- 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。
- 平成二十年三月二十八日
- 佐賀県知事 古川 康
- 一 (一) 廃止年月日 平成二十年二月二十九日
- (二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

●佐賀県告示第百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり開設者住所及び事業所所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十年三月二十八日

佐賀県知事 古川 康

名称	開設者住所		事業所所在地		変更年月日
	旧	新	旧	新	
セントケア佐賀	佐賀市鬼丸町二番二七号	佐賀市兵庫南三丁目十九号	佐賀市鬼丸町二番二七号	佐賀市兵庫南三丁目十九号	平成二〇・三・一
セントケア訪問看護ステーション佐賀	佐賀市鬼丸町二番二七号	佐賀市兵庫南三丁目十九号	佐賀市鬼丸町二番二七号	佐賀市下田町一番十三号	平成二〇・三・一

◎佐賀県告示第百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり開設者住所を変更した旨の届出があった。

平成二十年三月二十八日

佐賀県知事 古川 康

名称	開設者住所		変更年月日
	旧	新	
セントケア唐津	旧	佐賀市兵庫南三丁目一番十九号	平成二〇・三・一
	新	佐賀市鬼丸町二番二十七号	
セントケア虹の松原	旧	佐賀市兵庫南三丁目一番十九号	"
	新	佐賀市鬼丸町二番二十七号	
セントケア伊万里松島	旧	佐賀市兵庫南三丁目一番十九号	"
	新	佐賀市鬼丸町二番二十七号	
セントケア武雄杵島	旧	佐賀市兵庫南三丁目一番十九号	"
	新	佐賀市鬼丸町二番二十七号	
セントケア小城	旧	佐賀市兵庫南三丁目一番十九号	"
	新	佐賀市鬼丸町二番二十七号	
セントケア吉野ケ里	旧	佐賀市鬼丸町二番二十七号	"
	新	佐賀市兵庫南三丁目一番十九号	
セントケア武雄北方	旧	佐賀市鬼丸町二番二十七号	"
	新	佐賀市兵庫南三丁目一番十九号	

◎佐賀県告示第百四十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条及び第八十二条の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十年三月二十八日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
訪問介護及び居宅介護支援	有限会社介護家事サービス鳥栖	旧	三養基郡上峰町大字坊所二四五八番地二〇	平成二〇・二・一
		新	鳥栖市鎗田町三九四番地一	

◎佐賀県告示第百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年三月二十八日から平成二十年四月二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	前	後			
県道 三瀬神埼線	前	一三・二	後	二六・八	六六四・二
	後	六・五			
三瀬神埼線	前	六・五	後	二六・八	六六四・二
	後	六・五			

◎佐賀県告示第百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年三月二十八日から平成二十年四月二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 三瀬神埼線	神崎市脊振町広滝字中ノ原一八四番八地先から 神崎市脊振町広滝字中ノ原一二五四番一地先まで	平成二〇・三・三一

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成20年5月19日までさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成20年3月28日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日
平成20年3月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人すずらん
- (2) 代表者の氏名 梶川 ゆり子
- (3) 主たる事務所の所在地
佐賀県武雄市武雄町大字永島14047番地2
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、その利用者の意向を尊重し福祉サービス

を包括的に提供する事業を行い、地域で豊かに暮らす環境づくりと一層の社会参加の促進を図り、地域福祉に寄与することを目的とする。

購読料 一か年三二一〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年三月二十八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷